令４情個審第１３号
令和４年１０月３１日

秋田市長　穂　積　　志　様

秋田市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　柴　田　一　宏

秋田市情報公開・個人情報保護審査会における審議について（報告）

当審査会は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成２８年秋田市条例第８号）第２条第２項の規定に基づき、令和４年７月１５日付け令４文法第１７９０号で依頼のあった件について、下記のとおり審議を行いましたので、その結果を報告します。

記

１　審議事項
「秋田市個人情報保護法施行条例の制定等」について

２　審議日程
令和４年８月１日（月）第２４回秋田市情報公開・個人情報保護審査会
同年９月１日（木）第２５回秋田市情報公開・個人情報保護審査会
同年１０月３１日（月）第２６回秋田市情報公開・個人情報保護審査会

３　審議の結果
次の審議事項の内容については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の趣旨・目的に照らし、条例で定めることが法律上必要な事項、許容される事項等が定められているほか、その他所要の規定の整備が行われており、適正であると認める。
(1)　「秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定（附則による秋田市個人情報保護条例の廃止を含む。）（別紙１のとおり）
(2)　「秋田市個人情報の保護に関する法律施行細則」の制定（附則による秋田市個人情報保護条例施行規則の廃止を含む。）（別紙２のとおり）
(3)　「秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正（別紙３のとおり）

(4) 「秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則」の一部改正（別紙４のとおり）

(5) 利用目的以外の個人情報の利用・提供の禁止の例外類型の見直し（別紙５のとおり）

(6) 「個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」の設定（別紙６のとおり）

別紙　1

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

（登録簿）

第３条　実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者および消防長ならびに市が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用するものに限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録項目

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

２　実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

３　前２項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他こ

れらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）

(2) 臨時に収集された個人情報に係る個人情報取扱事務

(3) 資料その他の物品もしくは金銭を送付し、もしくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付もしくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る個人情報取扱事務

(4) 刊行物等に掲載され、既に一般に知り得る状態にある個人情報に係る個人情報取扱事務

４　実施機関は、第２項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

（開示請求書の記載事項）

第４条　開示請求書には、法第77条第１項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

（開示決定等の期限）

第５条　開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第６条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実

施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（費用の負担）

第７条　法第87条第１項の規定により地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、市長が定める方法を含む。以下この条において同じ。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示請求に係る手数料）

第８条　法第89条第２項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

（審査会への諮問）

第９条　実施機関（市が設立した地方独立行政法人を除く。第２号において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第２条第１項に規定する秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、又は変更しようとする場合

（運用状況の公表）

第10条　市長は、毎年度１回、実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（秋田市個人情報保護条例の廃止）

2　秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）は、廃止する。

（秋田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

3　次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の秋田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第３条第２項又は第10条第２項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧条例第10条第１項に規定する旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた業務又は同項に規定する指定管理者が行った公の施設の管理の業務に従事していた者

4　この条例の施行の日前に旧条例第11条第１項、第２項もしくは第３項、第23条第１項もしくは第２項又は第30条第１項もしくは第２項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。

5　附則第３項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第６号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

6　附則第３項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第３号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7　この条例の施行前にした行為および附則第４項の規定によりなお従前

の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（秋田市災害対策基本条例の一部改正）

8　秋田市災害対策基本条例（平成24年秋田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第14条第２項中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第２条第２号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項」に改める。

（秋田市暴力団排除条例の一部改正）

9　秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第２条第１号に規定する実施機関（以下「実施機関」という」を「実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長および議会ならびに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ」に、「同条第２号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項」に改める。

（秋田市行政不服審査法施行条例の一部改正）

10　秋田市行政不服審査法施行条例（平成28年秋田市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条中第２号を削り、第３号を第２号とする。

秋田市個人情報の保護に関する法律施行細則

（趣旨）

第１条　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）および秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田市条例第　号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（個人情報取扱事務登録簿）

第２条　条例第３条第１項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿とする。

（文書又は図画の開示方法）

第３条　政令第23条の規定により文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該文書又は図画（法第87条第１項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧

(2) 当該文書もしくは図画を電子複写機により用紙に複写したものの交付又は当該文書もしくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(3) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付（当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その保有する処理装置およびプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

（電磁的記録の開示方法）

第４条　法第87条第１項の規定により電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取

(2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

（写しの交付に要する費用の額等）

第５条　条例第７条の市長が定める方法は、前条第２号および第３号の規定による交付その他市長が認める方法とする。

２　条例第７条に規定する写しの交付に要する費用は、当該写しの作成および送付に要する費用とし、その額は、別表に定めるところによる。

３　前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

４　地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、第１項に規定する方法を含む。）の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書１件につき１部とする。

（運用状況の公表）

第６条　条例第10条の規定による運用状況の公表は、公告により行うものとする。

（書類の提出等）

第７条　次の表の左欄に掲げる法、政令および条例の規定に基づく請求書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左欄	右欄
(1)	法第77条第１項	保有個人情報開示請求書
(2)	法第82条第１項	保有個人情報開示決定通知書
(3)	法第82条第２項	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書
(4)	条例第５条第２項	保有個人情報開示決定等期限延長通知書
(5)	条例第６条	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

(6)	法第85条第１項	他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書
(7)	法第85条第１項	開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書
(8)	法第86条第１項および第２項	保有個人情報の開示に関する意見照会書
(9)	法第86条第１項および第２項	保有個人情報の開示決定等に関する意見書
(10)	法第86条第３項	反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書
(11)	政令第26条第１項	保有個人情報の開示の実施方法等申出書
(12)	法第91条第１項	保有個人情報訂正請求書
(13)	法第93条第１項	保有個人情報訂正決定通知書
(14)	法第93条第２項	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書
(15)	法第94条第２項	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書
(16)	法第95条	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書
(17)	法第96条第１項	他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書
(18)	法第96条第１項	訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書
(19)	法第97条	保有個人情報提供先への訂正決定通知書
(20)	法第99条第１項	保有個人情報利用停止請求書
(21)	法第101条第１項	保有個人情報利用停止決定通知書
(22)	法第101条第２項	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

(23)	法第102条第２項	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書
(24)	法第103条	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書
(25)	法第105条第３項において準用する同条第２項	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（秋田市個人情報保護条例施行規則の廃止）

２　秋田市個人情報保護条例施行規則（平成17年秋田市規則第７号）は、廃止する。

別表（第５条関係）

地方公共団体等行政文書の媒体	写しの交付の方法		金額
文書又は図画	電子複写機により用紙に複写したものの交付	単色（黒）刷り	１枚につき　10円
		カラー複写	１枚につき　50円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ0606およびＸ6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置又は日本産業規格Ｘ6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置		写しの作成に要する費用に相当する額に当該文書又は図画１枚ごとに10円を加えた額

	で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付		
電磁的記録	用紙に出力したものの交付	単色（黒）刷り	１枚につき　10円
		カラー複写	１枚につき　50円
	電磁的記録として複写したものを光ディスクに複写したものの交付		写しの作成に要する費用に相当する額

備考

１　用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を１枚として計算する。

２　文書又は図画を複写する用紙および電磁的記録を出力する用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列３番以下とする。

３　この表に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、当該写しの作成に要した額とする。

４　写しの送付に要する費用は、郵送料相当額とし、納入通知書により納付する。

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改　正　案	現　行
第１条　（略）	第１条　（略）
（設置等）	（設置等）
第２条　次に掲げる事務を行うため、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。	第２条　次に掲げる事務を行うため、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。	(2) 秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）第36条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
(3) 秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年秋田市条例第　号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。	(3) 個人情報保護条例第４条第２項第４号、第５条第２項第７号および第３項第２号、第６条第２項第６号、第７条第２号ならびに第11条第３項第５号の規定により実施機関に意見を述べること。
(4) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田市条例第　号）第９条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。	
２　（略）	２　（略）
（組織）	（組織）
第３条　審査会は、委員６人以内をもって組織する。	第３条　審査会は、委員８人以内をもって組織する。
第４条　（略）	第４条　（略）
（審査会の調査権限）	（審査会の調査権限）
第５条　審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第17条、個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項又は議会個人情報保護条例第46条第１項の規定により諮問をした実施機関又は議会（以下この条において「諮問庁」という。）に対し、情報公開条例第11条各項の決定（第３項において「公文書の開示決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護法第82条各項の決定、個人情報保護法第93条各項の決定もしくは個人情報保護法第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項の決定（第３項においてこれらの決定を「保有個人情報の開示決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。	第５条　審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第17条又は個人情報保護条例第36条の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第11条各項の決定（第３項において「公文書の開示決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護条例第17条各項の決定、個人情報保護条例第26条各項の決定もしくは個人情報保護条例第33条各項の決定（第３項において「保有個人情報の開示決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。
２　諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあった	２　諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めが

ときは、これを拒んではならない。	あったときは、これを拒んではならない。
3　審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書の開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報の開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。	3　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書の開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報の開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
4　第１項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	4　第１項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
第６条～第８条　（略）	第６条～第８条　（略）
（提出資料の写しの送付等）	（提出資料の写しの送付等）
第９条　審査会は、第５条第３項もしくは第４項もしくは第７条の規定による意見書もしくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第２項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第３項において準用する同法第74条もしくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面もしくは資料の提出があったときは、これらの意見書、資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。	第９条　審査会は、第５条第３項もしくは第４項又は第７条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
２～４　（略）	２～４　（略）
（調査審議手続の非公開）	（調査審議手続の非公開）
第10条　審査会の行う情報公開条例第17条、個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項および議会個人情報保護条例第46条第１項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続は、公開しない。	第10条　審査会の行う情報公開条例第17条および個人情報保護条例第36条の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続は、公開しない。
（答申書の送付等）	（答申書の送付等）
第11条　審査会は、情報公開条例第17条又は議会個人情報	第11条　審査会は、情報公開条例第17条又は個人情報保護

保護条例第46条第１項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 （他の制度との調整） 第12条　個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続については、第５条第４項、第６条、第７条、第８条（同項および第６条第１項本文の規定に係る部分に限る。）ならびに第９条第２項、第３項（同条第２項の規定に係る部分に限る。）および第４項の規定にかかわらず、個人情報保護法および行政不服審査法の定めるところによる。 第13条　（略）	条例第36条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 第12条　（略）

秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則新旧対照表

改　正　案	現　行
（趣旨） 第１条　この規則は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第13条の規定に基づき、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。 以下　（略）	（趣旨） 第１条　この規則は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第12条の規定に基づき、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。 以下　（略）

利用目的以外の個人情報の利用・提供の禁止の例外（条例第６条第２項第６号）

	秋田市個人情報保護条例での類型	左記の理由	内容	改正法第69条第2項の第何号に当たるかおよび条文		備考
1	栄典、表彰等の選考を行うため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合	選考対象者に関する個人情報を本人から収集したのでは、事務の公正で円滑な遂行を困難にするおそれがある。 このため、実施機関が他の目的で収集した個人情報を収集したときとは異なる目的で利用又は提供することが必要な場合がある。	・総務課「秋田市功労者表彰に関する事務」 ・情報統計課「調査員表彰関係事務」 ・福祉総務課「厚生労働大臣表彰推薦事務」 ほか１４課所室事務	4	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付・栄典の授与等のために必要な場合（国事務ガイドより）
2	委員、講師、指導者、助言者等の選考、任命等を行うため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合	委員や講師等の人選を行う場合には、本人から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保することができず、また、人選を行う機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から委員、講師等の候補者の実績等の個人情報を収集する必要がある。 このため、候補者に関し、実施機関が現に保有する個人情報を実施機関以外の市の機関又は国等の機関に提供することが必要な場合がある。	・総務課「人権擁護委員の推薦に関する事務」 ・文書法制課「顧問弁護士の選任」 ・青少年センター「少年指導センター運営協議会委員委嘱事務」 ほか１９課所室事務	3	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
3	報道機関等への発表や報道機関等からの取材、要請等に応じるため、個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合	対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断して、公表することが社会通念上許容される範囲内であると認められる場合には、報道機関の取材に応じ、または、報道機関に発表することが必要な場合がある。	・総務課「秋田市功労者表彰に関する事務」 ・人事課「懲戒処分公表事務」 ・消防本部指令課「火災等の報道機関からの問合せ」 ほか１３課所室事務	4	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。 具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要である。（国事務ガイドより）
4	訴訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を当該事務の目的以外の目的で提供する場合	市が訴訟の当事者であり、十分な主張・立証を尽くすためには、事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な訴訟をする要請との均衡を配慮しながら処理する必要があるため、事務の目的に関わらず、訴訟資料として裁判所に提出することが必要な場合がある。	・該当課所室「市が当事者である訴訟事務（資料提出）」	4	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	
5	児童生徒の指導に関し、自立支援関係機関と連携して、指導の充実を図るため、個人情報を当該事務の目的以外の目的で提供する場合	深刻な問題行動を抱える児童生徒の指導に関しては、児童相談所や自立支援施設等と連携して指導の充実を図ることが必要であり、当該児童生徒の指導記録等の個人情報を、当該事務の目的以外の目的で提供することが必要な場合がある。	・学校教育課「児童生徒の指導に関する事務」	2 3 4	二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	四 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
6	救急活動において、傷病者を救護するため、警察、保健所、福祉等との連携が必要で、本人に関する個人情報を提供する場合	救急活動において、精神疾患で自傷他害のおそれ等がある場合、警察、保健所との連携が不可欠であり、本人に関する個人情報を提供する必要がある。 また、傷病者の拒否など不搬送の場合、あるいは生活保護を受けている等関係機関へ連絡し事後処理依頼しなければならない事案に関し、本人に関する個人情報を提供する必要がある。	・消防本部救急課「救急隊の活動に関する事務」			四 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
7	秋田県が行う脳卒中発症者通報事業に協力するため、秋田県に脳卒中発症者の情報を提供する場合	秋田県脳卒中発症者通報事業は、脳卒中予防対策および脳卒中医療の向上に寄与する事業であるため、その公益性を考慮し、脳卒中発症者の情報を秋田県に提供する。	・市立病院医事課「脳卒中発症者情報の通報事務」	3	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
8	秋田県が行う地域がん登録事業に協力するため、秋田県が委託する法人に全てのがんの患者情報を提供する場合	秋田県地域がん登録事業は、がんの罹患の実態を登録することにより、がん予防推進およびがん医療の向上を図るための重要な基礎資料とし、県民の健康増進に寄与する事業であるため、その公益性を考慮し、全てのがんの患者情報を秋田県が委託する法人に提供する。	・市立病院医事課「がん患者情報の報告事務」 ・H28年より、全国がん登録事業（がん登録等の推進に関する法律）に移行（義務化）	―	―	改正法第69条第１項が適用 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
9	児童生徒の非行および犯罪被害を防止するために、当該児童生徒に関する個人情報を警察へ提供する場合	（仮称）秋田市立学校警察連絡連携制度に関する協定に基づき、一般的な情報交換による連携だけでなく、児童生徒の非行および犯罪被害等、具体的な事案に係る情報連携を行う場合に、当該児童生徒に関する個人情報を警察へ提供することが必要とされる場合がある。	・学校教育課「秋田市立学校警察連絡連携制度事務」 ・犯罪被害、非行の未然防止のため、教育委員会と警察が事案の概要や児童生徒の情報を相互に提供する制度 （文部科学省と警察庁が協定締結を推奨） ・No．５に警察が含まれていないため、H28年度に類型追加 ・情報の内容：氏名、住所、学校生活の様子、家庭環境、交友関係等（事案の態様に応じて必要最小限の範囲）	3	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	

（利用および提供の制限）

第６条　実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 出版、報道等により公にされているとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4) 保有個人情報を実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合において、当該保有個人情報を利用し、又は提供することについて相当の理由があると認められるとき。

(5) 国等に保有個人情報を提供する場合において、事務の遂行上当該保有個人情報を提供することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が秋田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要があると認めるとき。

３　（略）

個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（案）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき実施機関が行う処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第５条第１項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第１　開示決定等の審査基準

法第82条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

１　開示する旨の決定（法第82条第１項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。

(3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第80条）。

２　開示しない旨の決定（法第82条第２項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）

(2) 開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第81条）

(3) 開示請求に係る保有個人情報を当該実施機関において保有していない場合又は開示請求の対象が法第124条第２項に該当する場合もしくは法第60条第１項に規定する保有個人情報に該当しない場合

(4) 法第124条第１項に該当する場合又は法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のものである場合

(5) 開示請求書に法第77条第１項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第２項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）による開示請求にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

３　前２項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第２　保有個人情報該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第３　不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第４　部分開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第５　保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」により行う。

４　開示する保有個人情報の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人もしくは第三者の権利利益を害するおそれ又は実施機関が行う事務もしくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない。

第２　保有個人情報該当性に関する判断基準

開示請求の対象が法第60条第１項に規定する保有個人情報に該当するかど

うかの判断は、以下の基準により行う。

1　「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報および組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

2　「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

3　「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。

4　「行政機関等が保有している」とは、当該実施機関が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。

5　「地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。

　したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

　また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが地方公共団体等行政文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。

第３　不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1　開示請求者に関する情報（法第78条第１号）についての判断基準

　法第78条第１号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

2　開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第２号）についての判断基準

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第２号本文）について

ア　「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第78条第３号の規定により判断する。

イ　「その他の記述等」とは、文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（法第２条第２項に規定する個人識別符号を除く。）をいう。

ウ　照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

エ　「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（法第78条第２号イ）について

ア　「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ　「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定

されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ　「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知らされることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第２号ロ）について

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（法第78条第２号ハ）について

ア　「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の応答内容に関する情報などがこれに含まれる。

イ　公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第２号イに該当する場合には開示する。

例えば、人事異動の新聞への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

3　法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第３号）についての判断基準

(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第３号本文）について

ア　「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人は、法第78条第３号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同条第７号の規定に基づき判断する。

イ　「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織および事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第２号の不開示情報に当たるかどうかも検討する必要がある。

ウ　「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第３号ただし書）について

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上

回ると認められる場合は、当該情報は法第78条第３号の不開示情報に該当しない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（法第78条第３号イ）について

ア　「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

イ　「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類および性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容および性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(4) 任意に提供された情報（法第78条第３号ロ）について

ア　法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とする。

イ　「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関が合理的

理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

ウ　「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関の長が法令に基づく報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

エ　「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

オ　「条件」については、実施機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

カ　「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

キ　開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、法第78条第３号ロには該当しない。

4　審議、検討等に関する情報（法第78条第６号）についての判断基準

(1)「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の事務および事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の

選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討および協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

(2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

(3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

(4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務および事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

(5) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

(6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、法第78条第６号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該

意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第78条第６号に該当するかどうか判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、該当する。

５　事務又は事業に関する情報（法第78条第７号）についての判断基準

(1)「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第78条第７号本文）

ア「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

イ「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

ウ「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

(2)「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」（法第78条第７号イ）

ア「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民および統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具

体的には、直接侵略および間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式および経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

イ　「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

ウ　「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

(3)「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（法第78条第７号ロ）について

ア　「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、

又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

イ　「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人および証拠を発見、収集又は保全することをいう。

ウ　「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、該当する。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報および被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も該当する。

(4)「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第78条第７号ハ）

ア　「監査」（主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。）、「検査」（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。）、「取締り」（行政上の目的による一定の行

為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。）、「試験」（人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。）及び「租税の賦課若しくは徴収」（国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ること。）に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

イ　これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、該当する。

(5)「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第78条第７号二）

実施機関が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(6)「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（法第78条第７号ホ）

実施機関が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く住民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、

②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(7)「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（法第78条第７号へ）

実施機関が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(8)「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（法第78条第７号ト）

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、法第78条第３号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第４　部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第79条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

１　「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

法第78条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の

開示義務が定められているが、法第79条第１項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

2　「容易に区分して除くことができるとき」

(1) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

(2) 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

3　「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、本法の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体

を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

4　開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報が記録されている場合について（法第79条第２項）

(1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第78条第２号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第79条第１項の規定により開示することになる。

　ただし、法第79条第１項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

(2) 開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不適当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

第５　保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第81条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1　「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、本人以外の者が行った行政相談に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

2　当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続法第８条に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうかをできる限り具体的に提示する。

　また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

第６　訂正決定等の審査基準

法第93条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。

1　訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に該当する。

2　訂正をする旨の決定（法第93条第１項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

　この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

　なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるも

のについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

3　訂正しない旨の決定（法第93条第２項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合

(2) 法第90条第１項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合

(3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた訂正請求でない場合

(4) 訂正請求書に法91条第１項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第２項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあっては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。

(5) 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合

(6) 訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合

(7) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に即して、職権により訂正を行うものとする。

第７　利用停止決定等の審査基準

法第101条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下により行う。

1　利用停止をする旨の決定（法第101条第１項）は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

(1) 法第61条第２項の規定に違反して保有されている場合

「法第61条第２項の規定に違反して保有されている場合」とは、いっ

たん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、法第61条第３項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(2) 法第63条の規定に違反して取り扱われている場合

「法第63条の規定に違反して取り扱われている場合」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合等をいう。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為および直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

(3) 法第64条の規定に違反して取得された場合

「法第64条の規定に違反して取得された場合」とは、偽りその他不正の手段により取得した場合をいう。

なお、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供するよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。

(4) 法第69条第１項および第２項の規定に違反して利用されている場合

「法第69条第１項及び第２項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(5) 保有個人情報が法第69条第１項および第２項の規定に違反して提供さ

れている場合

「法第69条第１項及び第２項の規定に違反して提供されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(6) 法第71条第１項の規定に違反して提供されている場合

「法第71条第１項の規定に違反して提供されている場合」とは、同条の規定に違反して、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供されている場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

２　利用停止しない旨の決定（法第101条第２項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合

(2) 法第90条第１項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合

(3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合

(4) 利用停止請求書に法第99条第１項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第２項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあっては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる

場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

(5) 利用停止請求に理由があると認められない場合

(6) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合